

霧島市条例第 38 号
令和 7 年 10 月 3 日

霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表霧島市国分保健センターの項を次のように改める。

霧島市総合保健センター	霧島市国分中央三丁目44番10号
-------------	------------------

別表霧島市すこやか保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 24 日から施行する。